

事例 8 エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得

第 1 当事会社

エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団（株式会社日本アルトマーク（以下「日本アルトマーク」という。）を除く。）を「エムスリーグループ」という。）は、医薬品情報提供プラットフォームを運営・管理する事業（以下「医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」という。）を営む会社である（以下、当該事業を営む事業者を「医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者」という。）。医薬品情報提供プラットフォームとは、医療用医薬品の適正使用等に係る情報や広告（以下「医薬品情報」という。）を医師¹に提供するインターネット上のプラットフォームを指す。

また、日本アルトマークは医療情報データベースを提供する事業（以下「医療情報データベース提供事業」という。）を営む会社である。医療情報データベースとは、医療機関及びそれら施設に勤務する医師等の情報（データ）を整理・集積したもの（データベース化したもの）を指す。

以下、エムスリーグループ及び日本アルトマークを併せて「当事会社」という。

第 2 本件の概要及び関係法条

本件は、エムスリーが日本アルトマークの株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画し実行したものである。本件行為は、届出要件を満たさないが、本件行為により競争が制限される懸念があったことから、公正取引委員会は、本件行為に係る企業結合審査を行った。関係法条は、独占禁止法第 10 条である。

第 3 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社が取引関係等に立つ複数の取引分野について、当事会社の競争事業者等の関係者からヒアリングを行いつつ審査を行った。その結果、競争を実質的に制限することとなると判断された、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業について、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。本件行為についての審査では、医療情報データベース提供事業及び医薬

¹ 医薬品情報の提供は、医師のほか、薬剤師等の医薬品に関連のある医療関係者にも一部提供されているが、そのほとんどが医師をターゲットとしているので、医薬品情報提供の対象者は医師として論じる。

品情報提供プラットフォーム運営事業に係る垂直型企業結合及び混合型企業結合の検討が中心となったため、以下では、当該市場に係る影響について詳述する。

第4 医療情報データベース提供事業

1 概要

日本アルトマークは「メディカルデータベース（以下「MDB」という。）提供事業」と称する医療情報データベース提供事業を行っている。MDB提供事業とは、全国の医療機関及びそれら施設に勤務する医師等のデータをMDBと総称される各マスターファイル（基本情報ファイル）にデータベース化し、医療・福祉・保健等の分野の企業や団体に限定して当該データベースを有料で提供する事業である。

また、MDB提供事業は、会員による「共同メンテナンス」と呼ばれる仕組みを導入している。具体的には、MDBの提供を受けた企業や団体が会員²となり、会員が医師等に係る新たな情報を入手すると、会員は当該情報を日本アルトマークにフィードバックし、日本アルトマークは適宜MDBの内容を更新している。そのため、MDBを日々最新の情報に更新することが可能となっている。

2 MDBの種類

MDBの種類として、日本国内の医療施設に関するデータベースや日本国内の医師等に関するデータベース等が存在している。日本アルトマークは、提供するデータベースごとに料金を設定している。

3 MDBの重要な特徴

MDBの提供を受ける主要な事業者は、製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者である。製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の間では、MDBが言わば事実上の標準のデータベースと認識されている。MDBが製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者からこのように評価されているのは、他のデータベースにはない以下の3つの重要な特徴を備えているためである。

① DCF（ドクターコンピューターファイル）コード³が付されているこ

² 日本アルトマークによれば、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者や製薬会社等247社が会員企業として加入している（平成31年3月1日現在）。

³ MDBに登録されている日本全国の医師及び医療施設には、それぞれ「DCFコード」と呼ばれる固有番号が付されている。製薬会社が医薬品情報提供プラットフォームを利用して、一定の条件に合致する医師をターゲットに絞った医薬品情報提供を行う場合、製薬会社は、どの医師に対して医薬品情報提供を行うのかを医薬品情報提供プラットフォーム運営

- と
- ② データベースに登録された医師について、医師資格保有者であることの確認が取れていること
 - ③ 会員が共同メンテナンスを行っているため、情報が新しいこと

第5 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

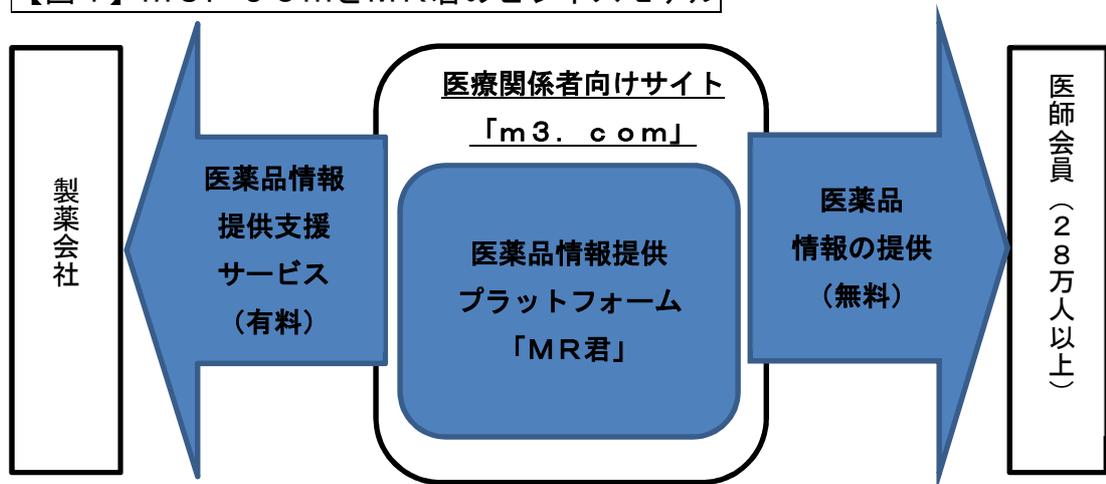
1 エムスリーの事業概要

- (1) エムスリーは「m3.com」と称する医療関係者向けポータルサイトを運営している。m3.comに会員登録できる者は、医師や薬剤師等の医療関係者である。m3.comは、会員である医療関係者に対して、各種医療情報の提供や医療関係者同士の情報交換の場を提供するなどしている。m3.comは無料で会員登録でき、会員はサイトを無料で利用できる。平成28年における我が国の医師数は31.9万人であり、このうち28万人以上がm3.comの会員であるため、我が国の医師の約85%以上がm3.comの会員であることになる。医師がm3.comの会員に新規登録する際には、エムスリーはMDBと照合する等の方法で、医師であることを確認している。
- (2) また、エムスリーは、m3.comの事業の一環として、「MR君」と称する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を展開している。MR君とは、製薬会社のMR⁴がm3.comサイト上のサービスであるMR君を通して、毎日の診療に役立つ最新の医薬品情報等をm3.comの会員である医師に無料で提供するサービスである。MR君は、従来MRが直接病院を訪問することで実施してきた医薬品情報の提供・情報交換をインターネット上で行うことを可能とするもので、製薬会社による医師に対する医薬品情報の提供支援サービスとしての側面を有している。製薬会社は一定の対価をエムスリーに支払うことによって、製薬会社の個別製品のマーケティング戦略を的確に反映させられるように、情報提供の対象となる医師についてターゲティングを行い、一定の条件で絞り込んだm3.comの会員である医師にダイレクトに医薬品情報を届けることが可能となり、効率的かつ効果的な医薬品情報の提供が可能となる。

事業者に対して指示を出す。この指示はDCFコードを使って行われている。

⁴ 「medical representative」の略。医薬品の適正な使用に資するために、医療関係者を訪問すること等により医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品等の適正な使用のために必要な情報を収集し、提供することを主な業務として行う者を指す。

【図1】 m3. comとMR君のビジネスモデル



また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「医薬品等適正広告基準」（平成29年9月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等（以下、これらを併せて「医機法等」という。）に係る規制により、医薬関係者以外に対する医療用医薬品の広告や情報提供は禁止されているため、一般人が目にするサイト上で、医療用医薬品に係る広告等を行うことはできない。この点、m3.comの会員である医師は、日本アルトマークのMDBに登録された医師又はエムスリーが独自に調査して、医師であることを確認している医師であるため、製薬会社はMR君を利用すれば同規制に違反することなく医薬品の情報提供を行うことができる。

2 エムスリー以外の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者

医薬品情報提供プラットフォームを利用する製薬会社は、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の選択基準として、次の①～③の条件を重視している。

- ① インターネット技術を用いて医薬品情報提供を行っていること
- ② MDBに登録された医師を会員としており、MDBと連携したサービスであること
- ③ 相当数の医師を会員としていること

エムスリーの医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（MR君）は、上記①～③の条件を備えている。エムスリーのほかに上記①～③の条件を備えている競争事業者は数社存在する⁵。

⁵ 日本アルトマークも医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を行っているが、同社の同事業に係る売上高は極めて僅少である。そのため、水平型企業結合に係る審査結果は記載していない。

第6 一定の取引分野

1 二面市場の場合の一定の取引分野の画定について

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、製薬会社と医師という異なる二つの需要者層を有している。そのため、一定の取引分野の画定に際しては、それぞれの需要者層について需要の代替性と供給の代替性をそれぞれ検討した上で、それぞれの需要者層について役務範囲及び地理的範囲を画定する。

2 役務範囲

(1) 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

ア 製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

(7) 需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、医薬品情報を医師に提供するインターネット上のプラットフォームを運営・管理する事業であり、製薬会社は医師への医薬品情報の提供支援サービスを受ける側の需要者である。製薬会社にとって、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に類似する役務は存在しない。

(イ) 供給の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が、製薬会社の依頼により行う医薬品情報の提供はターゲティング広告の一種である。すなわち、製品の広告等をしたいとする企業と情報提供の対象となる第三者の間を仲介し、効果的かつ効率的な情報提供をインターネット上で実現するという点で、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業と一般的なインターネット広告代理店業は類似している。

医療用医薬品については医機法等に係る広告規制があるため、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が行う医薬品情報の提供は、その対象が医薬関係者に限定される必要がある。この点について、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、MDBを活用した医薬品情報提供を行うことにより、医師に対するターゲティング広告等を実現させている。そのため、インターネット広告代理店等が、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始する場合には、MDBを利用するなど医機法等に係る広告規制に対応するための新たな対応が必要となるため、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始することは困難であり、供給の代替性は認められない。

(ウ) 小括

以上のことから、役務範囲を「製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」と画定した。

イ 医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

(7) 需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、医薬品情報を医師に提供するインターネット上のプラットフォームを運営・管理する事業であり、医師は医薬品情報の提供を受ける側の需要者である。

医師にとって、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に類似する役務は存在しない。

(イ) 供給の代替性

上記ア(イ)と同様の理由で、インターネット広告代理店等が、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始することは困難であり、供給の代替性は認められない。

(ウ) 小括

以上のことから、役務範囲を「医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」と画定した。

(2) 医療情報データベース提供事業

ア 需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者や製薬会社にとって、医療情報データベース提供事業に類似する役務は存在しない。

イ 供給の代替性

多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、医療情報データベース提供事業を開始できるような、医療情報データベース提供事業に類似する事業は存在しない。

ウ 小括

以上のことから、役務範囲を「医療情報データベース提供事業」と画定した。

(3) 地理的範囲

ア 製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォームは、日本国内で事業活動を行う製薬会社に利用されており、これらの者は日本全国のどこであっても医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。また、地域によって医薬品情報提供プラットフォームの利用料が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

したがって、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

イ 医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォームは、日本国内の医師に利用されており、これらの者は日本全国のどこであっても医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。また、医師はいずれの地域でも無料で医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。

したがって、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

ウ 医療情報データベース提供事業

医療情報データベースの提供を受けているのは、日本国内に所在する製薬会社や、日本国内に所在する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者である。また、地域によって、医療情報データベースの料金が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

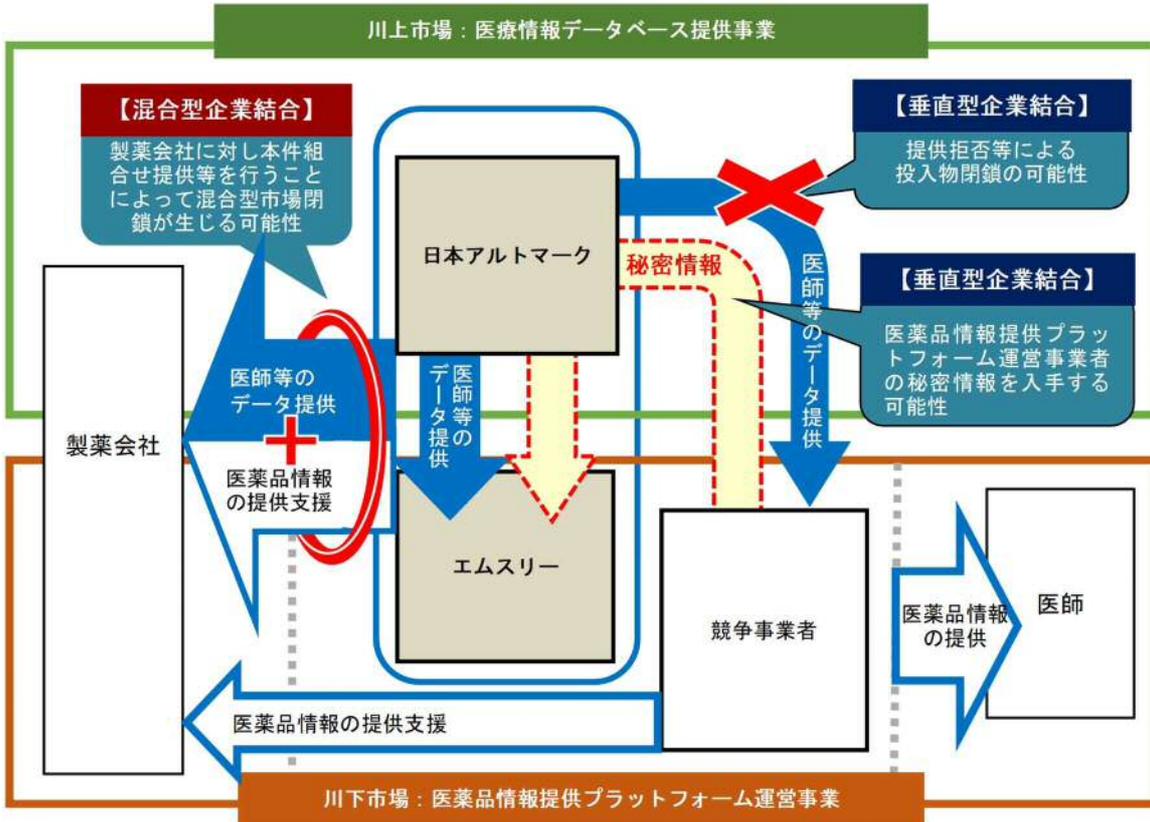
したがって、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

第7 競争の実質的制限の検討

1 本件行為に係る企業結合行為形態

本件行為では、①垂直型企业結合（川上市場：医療情報データベース提供事業，川下市場：製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）及び②混合型企業結合（医療情報データベース提供事業，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）の2点が主に問題となるため、以下検討する。

【図2】本件行為に係る概要図



2 垂直型企业結合（川上市場：医療情報データベース提供事業，川下市場：医師及び製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）による市場の閉鎖性・排他性

(1) 当事会社の地位及び競争者の状況

ア 医療情報データベース提供事業（川上市場）

医療情報データベース提供事業において、前記第4の3のような特徴を有したデータベースはM D B以外に存在しない。

イ 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）

(7) 製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場シェアは下表のとおりであり、エムスリーのシェアは約75%（第1位）である。他方、競争事業者のシェアは多くとも約10%であり、エムスリーとの格差は大きい。

【平成29年における製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場シェア（売上高ベース）】

順位	事業者名	市場シェア ⁶
1	エムスリー	約75%
2	A社	約10%
3	B社	約10%
4	C社	約5%
5	その他	約0-5%
合計		100%
市場シェア・順位：約75%・第1位		

(イ) 医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は医師と製薬会社の仲介的存在であり、前記第5の2③に記載のとおり、医薬品情報提供プラットフォームを利用する製薬会社は、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の選択基準として、特に医師会員の多さを重視している。そのため、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、良質かつ充実した情報提供を行うことなどにより、多くの医師会員を獲得するべく競争を行っていると考えられる。よって、医師会員数の多さは本件市場における競争状況を示す重要な一つの指標となると考えられるが、エムスリーは医師総数の約85%を会員として有している一方、それ以外の競争事業者は医師総数の約30～50%にとどまっており、エムスリーは同市場においても高い地位を有している。

(2) 投入物閉鎖

ア 投入物閉鎖を行う能力

医療情報データベース提供事業（川上市場）を営む日本アルトマークが、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）を営む当事会社の競争事業者に対して、医療情報データベースの提供を拒否する又は当事会社への提供内容と比較して不利な条件で提供する（以下「提供拒否等」という。）ことにより、川下市場の製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する⁷。

⁶ 72. 5%以上77. 5%未満を「約75%」とするなど、5%単位で記載している。そのため、合計値は必ずしも100になるとは限らない。

⁷ 市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす提供拒否等を「投入物閉鎖」という。

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）では、日本アルトマークのMDBを利用することによって医機法等の規制に違反しないことが担保されているほか、MDBを利用することによって、個々の医師の属性を踏まえて、ターゲットを絞った医薬品情報提供が可能となることから、需要者である製薬会社は、医薬品情報提供プラットフォームがMDBと連携されている点を取引先の選定基準として重視している。また、医療情報データベース提供事業は、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が事業を行う上で必要不可欠なものであるが、日本アルトマークのMDBと同水準のデータベースを提供できる事業者は存在せず、主要な医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の中で日本アルトマークのMDBの提供を受けていない事業者は存在しない。そのため、日本アルトマークが医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者に対して提供拒否等を行えば、当該競争事業者の競争力が減退したり、当該競争事業者が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業から排除される可能性が高く、また、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への新規参入が困難となる可能性が高い。したがって、当事会社は投入物閉鎖を行う能力を有する。

イ 投入物閉鎖を行うインセンティブ

前記アのとおり、当事会社は投入物閉鎖を行う能力があり、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者の競争力が減退したり、当該競争事業者が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業から排除されること等によって、利益を増加させることができる。したがって、当事会社は投入物閉鎖を行うインセンティブがある。

(3) 当事会社間で競争事業者の秘密情報が共有されることによる市場への影響

日本アルトマークと取引をしている医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、MDBを利用して医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を行う場合に、日本アルトマークとの間で事業上の秘密情報を共有している。そのため、エムスリーが、日本アルトマークを通じて、自己の競争事業者の事業上の秘密情報を入手し、これを自己に有利に用いれば、当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれる可能性がある。

例えば、当事会社の競争事業者である医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、MDBを利用した新規の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始する際に、当該新規事業の概要をあらかじめ日本アルトマークに報告した上で、日本アルトマークからMDBの利用許諾を受ける必

要がある。このような情報をエムスリーが日本アルトマークを通じて入手し、当該競争事業者の当該新規事業に対抗するサービスの検討に利用する場合には、当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれることとなる。

また、日本アルトマークは、MDBの提供に際し、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者との間で秘密保持契約を締結しているが、本契約自体を当事会社に有利に変更することが可能であることや、エムスリーが同社の役員若しくは従業員を日本アルトマークに出向させる又は日本アルトマークの役員若しくは従業員と兼任させることによって当該役員若しくは従業員が他の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に係る秘密情報を入手し、それを利用する形でエムスリーが営む医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の業務の中で競争に影響を与えるような判断・決定をすることは可能である。

したがって、当事会社の間で競争事業者の秘密情報が共有されることによって、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。

3 混合型企業結合（医療情報データベース提供事業、医師及び製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）による市場の閉鎖性・排他性

(1) 当事会社の地位及び競争者の状況

前記2(1)と同様である。

(2) 混合型市場閉鎖

ア 混合型市場閉鎖を行う能力

日本アルトマークのMDB提供事業と当事会社の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、いずれも製薬会社が需要者となっている。

前記第4の3の脚注3に記載のとおり、製薬会社が医薬品情報提供プラットフォームを利用して、一定の条件に合致する医師をターゲットに絞った医薬品情報提供を行う場合、製薬会社は、どの医師に対して医薬品情報提供を行うのかを医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に対して指示を出す。この指示はMDBに付されているDCFコードを使って行われている。そのため、当事会社が製薬会社に対して、MDBの提供に併せて当事会社の医薬品情報提供プラットフォームを利用させたり、他社の医薬品情報提供プラットフォームを利用させないという条件を付けることや、当事会社の医薬品情報提供プラットフォームを利用することを条件にMDBの提供価格を値引きすること等（以下「本件組合せ提供等」という。）が考えられる。

そこで、医療情報データベース提供事業を営む日本アルトマークが、

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者に対して、本件組合せ提供等を行うことにより、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する⁸。

製薬業界においては、MDBが事実上の標準のように利用されており、日本アルトマークのMDBと同水準のデータベースを提供できる事業者は存在しないことを踏まえれば、製薬会社にとってMDBは必要不可欠なものであり、当事会社が本件組合せ提供等に及べば、製薬会社はこれを受け入れざるを得ないと考えられる。そのため、本件組合せ提供等により、当事会社と競争関係にある医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は市場から排除される可能性が高い。

したがって、当事会社は混合型市場閉鎖を行う能力がある。

イ 混合型市場閉鎖のインセンティブ

上記アのとおり、当事会社は混合型市場閉鎖を行う能力があり、自己の競争事業者を排除することによって、利益を増加させることができる。

したがって、当事会社は混合型市場閉鎖を行うインセンティブがある。

4 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における参入圧力等

製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業には、参入圧力は働いていない。また、製薬会社が医師に対し医薬品情報を提供する方法としては、①「自社のMRによって医薬品情報を提供する」又は②「自社が運営するサイトを利用して医薬品情報を提供する」という方法があるが、これらの方法では主に製薬会社の自社製品の医薬品情報しか提供されないなど、医師にとって利便性が悪く、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への競争圧力となっているとは認められない。

5 独占禁止法上の評価

以上のことから、本件行為後、①投入物閉鎖、②秘密情報の共有及び③混合型市場閉鎖によって、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において、市場の閉鎖性・排他性が生じるおそれがある。また、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への参入圧力等は存在しない。したがって、本件行為により、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とし

⁸ 市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす組合せ提供等を「混合型市場閉鎖」という。

た医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争が実質的に制限されることとなる。

第8 当事会社による問題解消措置の申出

当事会社に対し、前記第7の5のとおり、本件行為により、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争が実質的に制限されることとなる旨の指摘を行ったところ、当事会社から、以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）の申出があった。

1 垂直型企业結合（投入物閉鎖）に対する対応

(1) 供給継続義務

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争事業者（新規事業者も含む。）（以下単に「競争事業者」という。）へのMDB等⁹の提供を拒絶しない。

(2) MDB等の提供価格及び提供価格以外の取引条件に係る差別的取扱いの禁止

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、競争事業者に対して提供するMDB等の価格、内容、品質等の取引条件について、差別的な取扱いは行わない。

2 垂直型企业結合（秘密情報の共有）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、MDB等を利用した競争事業者の事業に関する非公知の情報をエムスリーの役員及び従業員（これらのうちエムスリーからアルトマークへの出向者であって上記の非公知情報に関与又はアクセスする必要がある者は除く。）に開示しないよう日本アルトマークの役員及び従業員に周知する。また、万一これに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分の対象になり得ることを了解する旨の誓約書を当該役員等から提出させる。

さらに、当事会社は、当該非公知情報に関与又はアクセスする必要がない当事会社の役員及び従業員が当該非公知情報にアクセスできないようにする措置を講じる。

そして、エムスリーから日本アルトマークに派遣された役員又は従業員がエムスリーの役員又は従業員を兼任しており、上記の非公知情報に関与又は

⁹ MDB及びMDBと同種ないし類似の医療施設・医療従事者の基本情報に関するデータベースを指す。以下同じ。

アクセスできる場合には、非公知情報を利用して競争に影響を与え得るエムスリーの業務には従事させないこととする。

3 混合型企業結合（混合型市場閉鎖）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、MDB等の提供に併せて、当事会社の各種サービスを利用することや他社サービスを利用しないことを条件にせず、当事会社の各種サービスの提供に併せて、MDB等の価格を値引きしたり、MDB等の内容、品質等の提供条件等を有利に設定しない。

4 定期報告等

当事会社は、本件行為後5年間、1年に1回、法務グループが本件問題解消措置の遵守状況を監査する。また、当事会社は公正取引委員会に5年間の定期報告を行う。さらに、公正取引委員会からの情報提出要請について、特に期限を設けず対応する。

第9 本件問題解消措置に対する評価

1 垂直型企業結合（投入物閉鎖）に対する対応

当事会社は、競争事業者に対して、本件行為の実行日以降期間の定めなく①MDB等の提供継続義務を負うとともに、②MDB等の価格等に係る差別的取扱いの禁止の義務を負うこととなるため、本件問題解消措置により投入物閉鎖は解消されるものと評価できる。

2 垂直型企業結合（秘密情報の共有）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、エムスリーの役員等が競争事業者の非公知情報を利用することができないような対応及び措置を講ずることとなるため、競争事業者の非公知情報を取得すること等により、当事会社が不当に有利になることを防止する観点から、本件問題解消措置は適切であると評価できる。

3 混合型企業結合（混合型市場閉鎖）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、本件組合せ提供等を行うことが禁止されることとなるため、本件問題解消措置により混合型市場閉鎖は解消されるものと評価できる。

4 定期報告等

当事会社は内部監査及び定期報告を5年間行うとともに、当委員会からの

情報提供要請については期限の定めなく対応することを踏まえれば、これらの対応は本件問題解消措置の実効性担保の観点から、適切であると評価できる。

5 小括

以上のことから、当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと評価できることから、本件行為により、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第10 結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。